毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年８月２日
月　曜　日

第4818号

目　　次

公　　告
○公共測量の実施　1
○二級建築士の免許の取消し

公　　告

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和３年８月２日

富山県知事　新　田　八　朗

１　作業種類

公共測量（空中写真測量）

２　作業期間

令和３年６月17日から令和４年３月11日まで

３　作業地域

富山市（令和３年度 富山市基本図データ整備　地内）

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第 202号）第９条第１項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第３項の規定により公告する。

令和３年８月２日

富山県知事　新　田　八　朗

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和３年７月19日	海老　正博	二級建築士	第5313号	死亡

令和３年８月２日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番